

高知大学総合研究センター生命・機能物質部門管理運営委員会規則

平成19年1月11日
規則第71号

最終改正 平成24年12月28日規則第50号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学総合研究センター規則第4条第2項の規定に基づき、高知大学総合研究センター生命・機能物質部門管理運営委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(任務)

第2条 委員会は、高知大学総合研究センター（以下「センター」という。）の円滑な運営及び連絡・調整に資するため、センター（生命・機能物質部門）の共同利用に係る利用者の意見・要望等の聴取、検討、取りまとめを行い、センター運営戦略室に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 生命・機能物質部門長
- (2) 生命・機能物質部門副部門長
- (3) 生命・機能物質部門長が指名する教員 若干人
- (4) 自然科学系から選出された教員 2人
- (5) 医療学系から選出された教員 3人
- (6) 総合科学系から選出された教員 2人

(任期)

第4条 前条第4号から第6号までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、生命・機能物質部門長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ議事を開くことができない。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところ

ろによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 委員会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、委員会において決定する。

(事務)

第9条 委員会の事務は、研究国際部研究推進課、医学部・病院事務部総務企画課及び総務部物部総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成19年1月11日から施行する。

2 この規則の施行後、第3条第4号及び第5号により最初に選出された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則 (平成20年3月26日規則第127号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日規則第124号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月11日規則第79号)

この規則は、平成23年3月11日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日規則第107号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月28日規則第50号)

この規則は、平成25年1月1日から施行する。